

## 特定健診未受診者への勧奨通知作成・発送業務委託仕様書

本仕様書は、郡山市（以下「発注者」という。）が発注する特定健診未受診者への勧奨通知作成・発送業務委託（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を示したものである。受注者は、業務の実施に当たっては本仕様書の定めによるもののほか、関係法令等を遵守し業務を実施しなければならない。

### 1. 業務の目的

発注者の令和6年度特定健康診査の受診率は40.9%（速報値）であり、国が設定する市町村国保の受診率60%という目標値との乖離が大きい。

国が設定する目標値を実現するためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

### 2. 本業務の概要

本業務は、特定健診を受診していない者に対し、受診を促す（勧奨）通知を送付し、特定健診の受診率向上及び健康増進を推進するために実施するものである。

通知送付対象者は、特定健診を受診していない国民健康保険被保険者とする。

### 3. 発注者が行う業務

#### (1) 関係データ等の提供

ア 別紙「特定健診未受診者への勧奨通知作成等のため提供するデータ一覧」のとおり。

イ データの提供にあたってはL G W A Nを通して実施する。

ウ ア、イとも運用ができない場合は、発注者と受注者の協議の上、個別に提供方法を定める。

### 4. 受注者が行う業務

#### (1) データ分析業務

受注者は前項(1)により発注者が提供するデータ等について、受注者が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

##### ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

##### イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

##### ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

##### エ 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する発注者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

## (2) 通知による受診勧奨業務

受注者は（１）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり通知による受診勧奨を２回、ショートメッセージサービスによる受診勧奨を４回実施する。

### ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、発注者が合意した者

### イ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法等を活用し、インタビュー調査等に基づき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したものを活用する。

なお、通知物は５種類以上とする。

※ ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルに基づき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。

### ウ 通知物の印刷

発注者が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

### エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては発注者の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

発注者から受注者の指定する形式の外字ファイルの提供があった場合は外字への変換作業を行うこと。発注者から外字ファイルの提供がない場合については、住所・方書情報は発注者にて常用漢字へ変換し、氏名は受注者にてカナ文字を使用するものとする。

なお、受注者は外字部分が記号等で表示された外字リストをL G W A Nを通して発注者に提供するものとする。

### オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大３回とする。

### カ 受診勧奨対象者の最終決定及び発送

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約２週間前までに発注者が受注者へ提供する。各発送日については、地域特性や健診実施体制、これまでの受診状況等を考慮し最適な時期及び通数を検討し、発注者と受注者で協議の上決定する。勧奨通知発送、および配信件数は全発送回で合計して、５０，０００通を上限とする。

### キ ショートメッセージサービスを用いた受診勧奨

#### ① ショートメッセージの送信

受注者は、発注者が提供する特定健康診査の受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から

(i) ショートメッセージサービスを用いた受診勧奨が効果的な対象者の選定、(ii) 受診勧奨メッセージの作成、(iii) 対象者へのショートメッセージの送信を行う。

なお、(iii) による送信対象者及びショートメッセージサービスの通知時期は、発注者と受注者で協議の上で決定する。配信日は祝祭日を除く受注者の営業日にて、配信予定時刻は10:00～17:00の時間帯から発注者と受注者で協議の上で決定する。

また、本業務に係る費用は、この契約の委託料に含むものとする。送信元は発注者の連絡先電話番号(代表電話番号又は直通電話番号から選択)又は6桁の数字とする。なお、送信元電話番号は対象者の使用携帯電話会社(通信事業者)に依る。

※ 配信は設定した時間から対象者に順次行うため予定時刻となる。

※ ネットワークの状況や通信設備の性質上、遅延や配信されない場合がある。

## ② 健診用特設Webサイト(ランディングページ)の作成

受注者は、受診を促すための健診用特設Webサイト(以下、「ランディングページ」という。)を、発注者と受注者で協議の上で作成する。ランディングページは健診体制に応じて1ページまたは複数ページを作成し、ページの仕様、URLは受注者が指定する。

なお、ランディングページには以下の機能を実装することとする。

(i) Google Maps APIを活用して受診可能な場所の位置を表示する機能

受注者は発注者から受領した情報をGoogle Maps APIに連携する。Google Mapの仕様または地図情報の更新状況により、意図した位置情報を提供できない場合がある。

(ii) 携帯電話端末の位置情報機能を利用して、最寄りの受診可能な場所の情報を表示する機能

(iii) セグメント別のTOP画像表示

(iv) ランディングページ上での簡易アンケート機能

(v) 健診会場・医療機関ごとに設定する受診可能な健診メニュー等を表すラベルを条件にした検索機能

※ ラベル情報は受注者の指定した形式にて、発注者が受注者に提供するものとする。また、このランディングページ、及び含まれる機能(上記(i)～(v))を含むがこれに限らない。

は、全ての機種やOS、ブラウザ等で、発注者と受注者の意図した表示を保証するものではなく、また各機能を使用するかどうかは発注者と受注者の協議のもと決定する。ランディングページの構築方式は、受注者が以下のいずれかの方法を選択して実施できるものとする。

(A) 受注者が提供・開発・運用するCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を用いた構築

(B) HTML/CSS/JavaScript等のコードによる構築

※ (A)を選択した場合は、CMSに無い機能を使ったランディングページのカスタマイズは行わないものとする。

※ ランディングページの公開期間は受注者が定めた期間に準ずるものとし、期間満了後は原則閉鎖するものとする。

## ③ デジタル勧奨サービスの環境構築等

受注者は、上記の①及び②の業務を履行するために、対象者へのショートメッセージの送信や

ランディングページのアクセス状況等の分析等に必要なシステムの環境構築も受注者が行うこととする。

なお、受注者は、ランディングページのアクセス状況等を取得し、当該情報等を、ショートメッセージサービス／ランディングページを用いた受診勧奨の効果向上のために活用することができる。

④ 定期的なメンテナンスの実施

受注者が必要と判断した場合、ショートメッセージサービス／ランディングページ等の稼働を一時的に停止のうえ、保全・改修目的のメンテナンスを実施することができる。

(3) 医療機関から健診対象者に対する特定健診受診勧奨を目的とした資材のデザイン制作業務

医療機関から特定健診対象者に受診を促すことを目的とした資材のデザインを制作し、印刷可能なデータとして発注者に納品する。資材の内容等は以下のとおりとする。

ア 勧奨対象者

特定健診対象者

イ 資材の内容

医療機関から健診対象者に対し特定健診の受診を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成する。数量は2,000枚を限度とする。

ウ 資材の校正

資材の内容に関して、受注者は発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

エ 納品形式

電子データ又は紙媒体いずれかのうち、発注者と受注者で協議のうえ合意した形式とする。

(4) 医療機関分析業務

受診率向上のために医療機関との効果的な施策の実施を目的として、データ集計・分析を実施する。

ア 発注者が行う業務

委託業務に使用するためのデータを受注者に提供する。必要なデータ及びその期間は、別途、発注者と受注者で協議の上決定する。

イ 受注者が行う業務

① データ分析及び報告リスト作成業務

発注者から提供されるデータを活用し、医療機関ごとの特徴を捉えるためのデータ集計・分析を行う。

② 報告及びその他業務

データ集計・分析の結果について、発注者に対し報告する。また、成果物として、分析結果報告書及び医療機関連携用の補足資料を納品する。

(5) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、下記の報告等を行う。

ア 報告業務

受注者は、業務期間中において、必要に応じて中間的な評価を行い、その結果を発注者に報告するとともに、当該評価結果を踏まえ、以降の受診勧奨方法等について必要な見直しや改善の提案を行うものとする。また受注者は、委託期間内において、本業務全体を通じた最終的な評価を行い、次年度以降の受診勧奨業務の改善に資する課題整理および提案を取りまとめ、発注者に報告するものとする。報告に当たって必要なデータは、別紙1-1「特定健診受診者への勧奨通知作成等のため提供するデータ一覧」により発注者から受注者へ直接提供する。報告書は50ページ以上で作成するものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

#### イ その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者と受注者で協議にて単価等を設定し実施する。

#### ウ 統計情報の利用

発注者から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を受注者の業務の改善に利用（第三者への提供（行政機関、地方公共団体及び国民健康保険団体連合会に限定する）を含む）する。なお、製品開発、新規事業等への利用は行わないものとする。

#### エ 個人情報等の廃棄等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報（受注者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、受注者は、発注者からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持及び利用する。この場合であっても、発注者が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料又は媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

### 5. その他の特記事項

- (1) 通知物発送後速やかに、発注者に対し各10部のサンプルを納品する。
- (2) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (3) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (4) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者と受注者で協議の上、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、成果物を改変、公表等するに当たっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。ただし、成果物のうち報告書等に記載されている実績値を発注者の業務で利用するに当たっては承諾なく利用できるものとする。
- (5) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定める。

## 別紙

### 特定健診未受診者への勧奨通知作成等のため提供するデータ一覧

「特定健診未受診者への勧奨通知作成・発送業務委託仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを甲から乙へ提供する。

#### 1. 委託業務の開始に当たって提供するもの

##### (1) 特定健診関連情報データ

- ① 特定健診対象者データ（福島県国民健康保険団体連合会が提供する「特定健診等データ管理システム」より抽出）

各年度の当初時点（4月1日）で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・FKAC161（受診券情報）または FKAC173（健診結果情報）／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、甲作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：xlsx、xls、CSV

- ② ショートメッセージ勧奨対象者の携帯電話番号

- ・提供時の最新のもの／ファイル形式：CSV

- ③ 特定健診・特定保健指導受診歴データ（福島県国民健康保険団体連合会が提供する「特定健診等データ管理システム」より抽出）

- ・FKAC165（保健指導歴データ）／ファイル形式 CSV 過去5年度分（前年度分を含まない）
- ・FKAC167（健診歴データ）／ファイル形式 CSV 過去6年度分（前年度分を含む）

##### (2) 被保険者情報データ

被保険者管理台帳(KDB 帳票 p26\_006)／ファイル形式:CSV(「国保データベース(KDB)システム」から抽出)

##### (3) 印刷・発送関連データ

- ① 宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：xlsx、xls、CSV

※文字コードは原則UTF-8、フォントはMS明朝とする。

※個人識別番号（前項（1）の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

- ② 外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

- ③ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、丙の定める様式に従い提供するものとする。

#### (4) 資材作成用データ

① 健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※ 資材に印字する健診情報について丙の定める様式に従い提供するものとする。

② 市町村章データ／ファイル形式：JPEG

※ 印刷に耐えうる解像度とする。

#### 2. 期末報告前に提供するもの

① 報告書関連データ

② 報告書作成用データ

受診結果データ／ファイル形式：Excel、CSV（当年度を含む3年度分）

※ データ内に必要な項目については甲乙にて協議の上決定する。

#### 3. その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲乙にて協議の上、提供する。